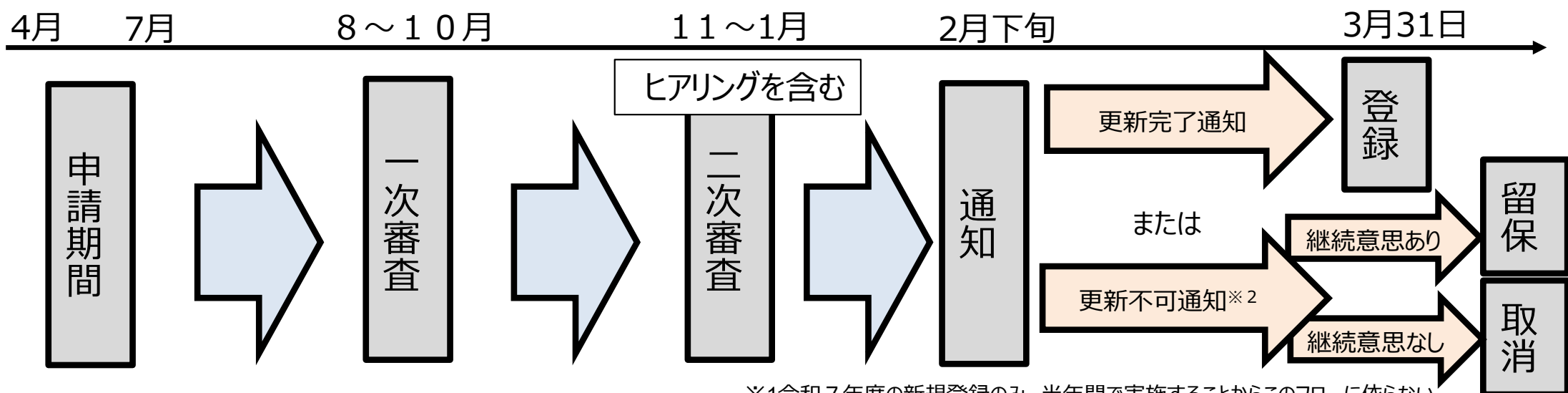


新規登録ならびに更新登録に 関する今後の流れ等

新規登録ならびに更新の運用について

- 新規登録並びに更新登録は、要件等を踏まえ、観光庁長官が判断する。
- 審査は1年間をかけて実施する。但し、令和7年度の新規登録のみ半年間で実施する。※1
- 2次審査ではヒアリングにより外部有識者の意見を参考にする。
- 更新審査において要件を満たさなかった場合、再申請の意思があれば1年のみ取消を保留する。※2

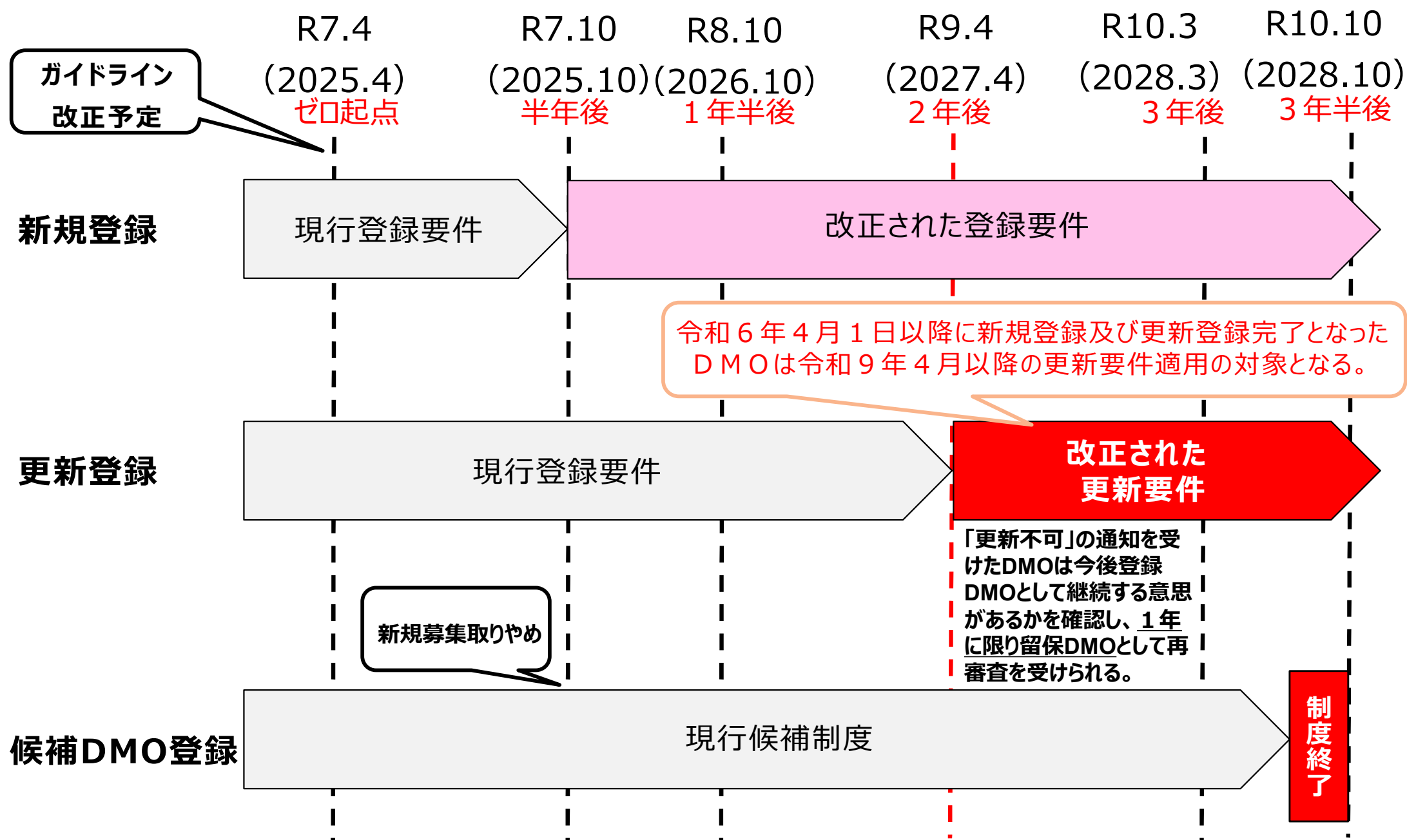
	審査の観点（案）	備考
一次審査	・形式的要件の項目の適格性 ・定量的な評価が必要な項目の適格性 ・総合的評価を踏まえた登録・更新の可否の度合	
二次審査	・主に定性的な項目に係る適格性 ・複数の外部有識者による評価を可否判断の参考	・多面的な観点から申請書で読み取れない部分を評価する。 ・DMOに対するヒアリングを実施する



※1令和7年度の新規登録のみ、半年間で実施することからこのフローに依らない。

※2「更新不可」の通知を受けたDMOは今後DMOとして継続する意思があるかを確認

新規登録・更新登録に向けた今後のスケジュール（案）



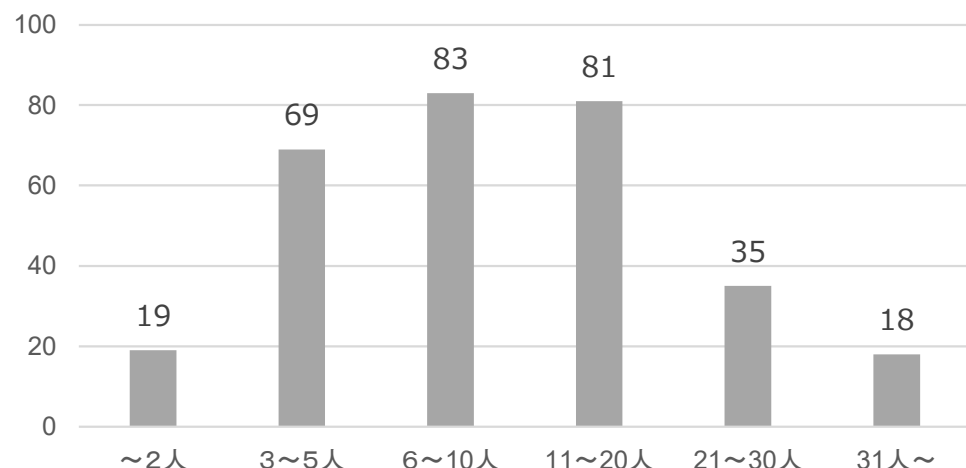
○審査に当たっては提出された全ての書類を使用する。

申請書類	新規登録	更新登録 (3年度ごと)	自己点検 (年度ごと)	WEB公表
申請書	○	○	—	—
観光地経営戦略（4～5年単位）	○	○	—	○
・実行計画	○	○	—	○
・財源計画	○	○	—	○
形成・確立計画	○	○	▲ 変更があった場合 は随時	○
・合意形成の会議体の構成員名簿	○	○	—	—
・地域の関係者への戦略等の共有資料	○	○	—	—
・履歴事項全部証明書（コピー）	○	—	—	—
・合意形成の会議体での議事録	—	○	—	—
・研修の受講証明書	—	○	—	—
事業計画書（1年単位）	○	○	○	—
事業報告書（観光庁様式）	—	○	○	—

常勤職員 3 人以上の配置について

- 最低限の組織体制を維持するため、優秀な人材を確保しやすくするための C M O 専従要件の撤廃と合わせて、増加するマネジメント業務を担う最低限の職員数（3 人以上）を規定。
- 具体的には、全体管理と内部管理、外部管理の業務を遂行する者について各々常勤を求める。

現行要件（C M O 専従）下に置ける DMOの常勤職員数の度数分布



出典：観光庁「令和 6 年登録 D M O の現状調査」

DMOの最低限の配置イメージ



要件見直しによる新たな業務例

- ・観光地経営戦略の取組
- ・データ分析や評価の実施
- ・数値管理の徹底
- ・安定財源の確保 等



特にマネジメント
業務の増加想定

常勤職員の定義

D M O が定めた所定労働時間を通じて D M O に従事している職員。

常勤職員 3 人以上の配置について

